

魚津市告示第23号

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月16日

魚津市長 村椿 晃

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり歩き 認知症その他の要因により目的地に到達できず、又は帰宅できない等のおそれのある外出をいう。

(2) ひとり歩き高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア ひとり歩きをする可能性がある者であって、おおむね65歳以上のもの

イ アに掲げる者以外の者であって、前項に掲げる者と同様の状況にあると市長が認めるもの

(3) 魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク（以下「SOSネットワーク」という。）ひとり歩き高齢者等がひとり歩きにより危険に遭うおそれが生じた、又は生じる見込み（以下「危険事案」という。）があると市長が認めたときに、当該者の早期発見及び早期安全確保を実現するため、市及び関係機関（所轄警察署、所轄消防本部及び協力事業所をいう。以下同じ。）により構築する情報共有及び捜索活動の連携体制をいう。

(4) ネットワーク事業 ひとり歩き高齢者等が、危険事案がある場合における捜索に必要な情報についてあらかじめ市に届け出ることにより、危険事案があった場合にSOSネットワークを通じて当該危険事案にかかるひとり歩き高齢者等の早期発見及び早期安全確保を図る事業

をいう。

(5) 協力事業所 市内に所在する事業所であって、SOSネットワークの趣旨に賛同し、その運用に協力するものをいう。

(6) あんしん見守りシール あらかじめ登録されたひとり歩き高齢者等の情報に連携する二次元バーコードが表示されたもので、対応機器で読み込むことにより当該ひとり歩き高齢者等の家族などの関係者に対し所在地が確認されている旨が通知されるものをいう。

(ネットワーク事業の実施)

第3条 市長は、全ての人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていける安全・安心な生活環境を確保するため、ネットワーク事業を実施する。

2 市長は、前項に規定するネットワーク事業の目的を実現するため、関係機関とともにSOSネットワークを構築し、関係者に活用を促すとともに、このネットワークの役割の周知を図るものとする。

(ネットワーク事業における市の役割)

第4条 市長は、ひとり歩き高齢者等に対し、ネットワーク事業の利用を勧奨するとともに、危険事案が生じた場合に速やかに関係機関に情報共有する等ひとり歩き高齢者等の早期発見及び早期安全確保を図るものとする。

(ネットワーク事業における関係機関の役割)

第5条 所轄警察署は、危険事案が生じた場合に速やかに市に情報共有するとともに、ひとり歩き高齢者等の捜索を行うものとする。

2 所轄消防本部及び協力事業所は、市からSOSネットワークを通じてひとり歩き高齢者等の捜索協力依頼があった際に、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

(ネットワーク事業の利用申請等)

第6条 ネットワーク事業の対象となる者は、魚津市に居住しているひとり歩き高齢者等（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）、救護施設若しくは障害者支援施設に入所し、又は介護医療院に入院している者を除く。）とする。

2 前項の規定によるネットワーク事業の対象者又はその家族は、市長に対し、ネットワーク事業の利用を申請することができる。この場合において、当該対象者及びその家族に代わってネットワーク事業の利用を申請することが適当と市長が認める者は、当該対象者及びその家族に代わってネットワーク事業の利用を申請できるものとする。

3 前項の申請は、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用（新規・変更・辞退）申請書兼届出書（様式第1号）により行うものとする。

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

5 第2項及び第3項の規定は、ネットワーク事業を利用している者が、次の各号のいずれかに該当するときにおける市長への届出について準用する。

(1) ネットワーク事業の利用に係る申請内容に変更が生じたときの届出

(2) ネットワーク事業の利用を終了するときの届出
(協力事業所の登録等)

第7条 市内の事業所が、ネットワーク事業の目的に賛同し、この事業に協力しようとするときは、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業協力事業所登録（新規・変更・辞退）申請書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、当該届出に係る事業所を協力事業所として登録する。

3 前2項の規定は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当する場合における市長への届出について準用する。

(1) 協力事業所に係る届出内容に変更が生じた場合の届出

(2) 協力事業所としての活動を終了する場合の届出
(あんしん見守りシールの交付)

第8条 市長は、ネットワーク事業をより効率的に運用するとともに、ひとり歩き高齢者等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者に限る。以下同じ。）及びその家族（第6条第2項後段の市長が認める者を含む。以下同じ。）の安心を確保するため、ネットワーク事業を利用しているひとり歩き高齢者等又はその家族からの申請により、あんしん見守りシールを交付する。

2 交付するあんしん見守りシールの種類及び枚数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 耐洗コードラベル 20枚

(2) 蓄光シール 10枚

3 あんしん見守りシールの交付に要する費用は、無償とする。

(あんしん見守りシールの交付申請等)

第9条 前条第1項の申請は、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用（新規・変更・辞退）申請書兼届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 次項の規定によりあんしん見守りシールの交付を受けたひとり歩き高齢者等及びその家族は、交付を受けたあんしん見守りシールが不足したとき

は、魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシール追加交付申請書（様式第4号）により、市長に追加交付を申請することができる。

3 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシール交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。この場合において、あんしん見守りシールの交付を決定したときは、あんしん見守りシールを当該通知書と併せて交付するものとする。

4 第1項の規定は、あんしん見守りシールの交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときにおける市長への届出について準用する。

（1） あんしん見守りシールの交付に係る申請内容に変更が生じたときの届出

（2） あんしん見守りシールの交付が不要となったときの届出

6 前項第2号の届出は、未使用のあんしん見守りシールを添えて行うものとする。ただし、交付を受けたあんしん見守りシールの全てを使用した場合その他市長が適当と認める場合は、この限りでない。

（あんしん見守りシールの追加交付の際の費用負担）

第10条 前条第2項及び第3項の規定により追加で交付を受けたあんしん見守りシールの作成等に要する費用は、別に定めるところにより当該交付を受けたひとり歩き高齢者等又はその家族が負担する。

（賠償責任保険の付保）

第11条 市長は、ネットワーク事業を利用するひとり歩き高齢者等及びその家族の安心を確保するため、ネットワーク事業を利用しているひとり歩き高齢者等又はその家族からの申請により、市の費用負担により賠償責任保険を付保する。

2 前項の賠償責任保険の補償期間は1年とし、1年ごとに更新するものとする。

（賠償責任保険の補償対象等）

第12条 前条第1項の賠償責任保険の補償対象及び補償範囲は、ひとり歩き高齢者等の行動に起因し、当該ひとり歩き高齢者等が第三者に対して法律上負担する賠償の範囲であって、市が賠償責任保険を契約した損害保険会社が定める契約書、約款及び特約条項に定めるところによる。

2 前項の賠償責任保険による補償は、上限を1億円とし、この範囲内においては当該ひとり歩き高齢者等は、当該保険事故に係る費用負担はないものとする。

（賠償責任保険の利用申請等）

第13条 第11条第1項の申請は、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用（新規・変更・辞退）申請書兼届出書（様式第1号）により

行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を魚津市ひとり歩き高齢者等賠償責任保険登録決定（却下）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定は、第11条第1項の賠償責任保険を付保されているひとり歩き高齢者等について賠償責任保険が不要となったときに行う市長への届出に準用する。

（保険事故発生時の報告）

第14条 市長が付保する賠償責任保険を利用するひとり歩き高齢者等は、賠償責任保険契約に定める保険事故が発生した時は、別に定めるところにより、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（魚津市徘徊高齢者SOSネットワーク事業実施要綱及び魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業実施要綱の廃止）

2 次の要綱は、廃止する。

（1） 魚津市徘徊高齢者SOSネットワーク事業実施要綱（平成23年魚津市告示第114号。以下「旧ネットワーク事業要綱」という。）

（2） 魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業実施要綱（令和4年魚津市告示第108号。以下「旧シール交付事業要綱」という。）

（旧ネットワーク事業要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の際、現に旧ネットワーク事業要綱第4条第1項の規定により同要綱に基づく魚津市徘徊高齢者SOSネットワーク事業の利用者として登録されている者は、第6条第2項の申請等によりネットワーク事業を利用することとなった者とみなす。

4 この告示の施行の際、現に旧ネットワーク事業要綱第4条第2項の規定により同要綱に基づくSOSネットワーク事業協力者は、第7条第2項の規定により登録された協力事業所とみなす。

（旧シール交付事業要綱の廃止に伴う経過措置）

5 この告示の施行の際、現に旧シール交付事業要綱第6条第2項の利用者に該当する者は、第9条第3項の規定によりあんしん見守りシールの交付を受けた者とみなす。

様式第1号（第6条関係）

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用（新規・変更・辞退）申請書兼届出書

年 月 日

魚津市長 宛

申請(届出)者 住所 〒

氏名 _____ 本人との続柄 (_____)

電話番号 _____

次のとおり魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業を（新規利用・変更・辞退）したいので、申請（届出）します。

本人情報	ふりがな 氏名	_____	性別	男 ・ 女
	生年月日	_____年 _____月 _____日	年齢	
	住所	(居住地： _____)		
連絡先1	<input type="checkbox"/> 申請（届出）者と同じ			
	ふりがな 氏名	_____	本人との 続柄	
	住所	〒 _____	電話番号	
連絡先2	ふりがな 氏名	_____	本人との 続柄	
	住所	〒 _____	電話番号	

申請(届出)区分

- 新規利用 → 裏面に本人情報等をご記入ください。
あんしん見守りシールの交付 【希望する ・ 希望しない】
賠償責任保険の利用 【希望する ・ 希望しない】
- 変更 → 裏面に変更内容をご記入ください。
- 辞退 → 理由にチェック又はご記入ください。
 - 長期入院又は入所（病院名・施設名： _____）
 - 徘徊のおそれなくなったため
 - 転出 死亡 その他（ _____ ）

次の事項について同意します。

- 1 魚津警察署及び富山県東部消防組合消防本部へ個人情報を提供するとともに、ひとり歩き発生時に協力事業所に配信されること。
- 2 登録情報について、必要に応じて社会福祉課内、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所と情報共有すること。
- 3 市職員が本事業の利用状況等を閲覧すること。（あんしん見守りシール利用者のみ）
- 4 登録対象者の情報（氏名・住所・生年月日・連絡先）について、保険会社に提供すること。（賠償責任保険加入者のみ）

申請(届出)者氏名 _____

対象者氏名 _____

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業
について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



対象者	氏 名	
	住 所	魚津市

1. 決 定

注意事項	
------	--

2. 却 下

理 由	
-----	--

様式第3号（第7条関係）

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業協力事業所登録（新規・変更・辞退）申請書

年 月 日

魚津市長 宛

団体名
所在地
代表者名

魚津市ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業協力事業所としての登録を（新規申請・変更・辞退）したいので、次のとおり申請します。

申請区分

新規 → 以下に登録内容をご記入ください。

メールアドレス			
電話番号		FAX番号	
担当者	氏名		
	所属役職		

ひとり歩き高齢者等が発生した場合には可能な範囲で捜索等に協力します。なお、個人情報の取扱いについては、下記のとおり誓約します。

1. この事業を通して得た情報については、目的以外に使用しません。
2. この事業を通して得た情報については、取扱いに十分に注意します。
3. この事業を通して得た情報を不正に使用又は提供することのないよう、十分に注意します。
4. 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに破棄します。

変更 → 以下に変更内容をご記入ください。

(変更前)	(変更後)
-------	-------

辞退 → 下記に理由をご記入ください。

--

* 情報受信後、対象者と思われる人を発見した場合は、可能な限り保護いただき、最寄の交番又は警察署までご連絡ください。

様式第4号（第9条関係）

魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシール追加交付申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

対象者との続柄（ ）

電話番号

魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシールの追加交付について、次のとおり申請します。

対象者	ふりがな		個別番号	
	氏名			
	住所	魚津市		
希望数	耐洗コードラベル _____枚、蓄光シール _____枚			

追加交付を受けたシールの作成費等の実費について、シール作成業者の請求に基づき指定の方法で支払うことに同意します。

申請者氏名 _____

様式第5号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシール交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市ひとり歩き高齢者等あんしん見守りシールの交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



対象者	氏 名	
	住 所	魚津市

1. 決 定

個別番号	
注意事項	

2. 却 下

理 由	
-----	--

住 所
氏 名

魚津市ひとり歩き高齢者等賠償責任保険登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市ひとり歩き高齢者等賠償責任保険について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



対象者	氏 名	
	住 所	魚津市

1. 決 定

保険開始日	年 月 日
注意事項	

2. 却 下

理 由	
-----	--